

1. 対象者

「東日本大震災」及び「長野県北部地震」による災害救助法適用地域（東京都を除く）出身または適用地域周辺で同等に被災した新入生(編入生含む)。

2. 特別措置の内容

被災状況に応じて学納金の減免を行います。措置の内容はいずれかとします。

A：各学期の学納金全額免除

B：各学期の授業料全額免除

C：各学期の授業料・施設費それぞれ半額免除

※被災とは、震災による「家屋の全壊・半壊・一部損壊」「原発による避難」「主たる家計支持者の死亡または安否不明、失職、重度の負傷」をさします。

※「2012年度学納金」を一旦納入していただいた後に、審査の上被災状況により減免額を返戻します。

3. 提出書類

次の書類を揃えて提出してください。

(1) 申請書（所定用紙）

(2) 被災状況を証明する書類（コピー可）。

＊家屋の損壊 ⇒①罹災証明書（全壊・半壊・一部損壊の状況が確認できるもの）

②修繕費の領収書（これから修繕予定の場合は見積書）

※①②両方を提出

＊原発による避難（避難指示、避難勧告等の地域）⇒被災証明書

＊主たる家計支持者の死亡または安否不明・失職・重度の負傷⇒その事実を証明する書類。

死亡・・・死亡診断書

失職・・・雇用保険受給資格者証・勤務先からの証明書

重度の負傷・・・診断書

4. 申請方法

(1) 入学後、学生課または大学院事務室にて申請となります。

5. 審査

(1) 提出書類および被災状況に基づいて面接審査を行い、判定します。

その他ご質問等がございましたら、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

・明治学院大学 白金学生課（大学および法科大学院）

電話 03-5421-5157（平日 9:30～16:00 土曜 9:30～11:45）

・明治学院大学 横浜学生課（大学）

電話 045-863-2029（平日 9:30～16:30 土曜 9:30～12:00）

・明治学院大学 大学院事務室（大学院）

電話 03-5421-5180（平日 9:30～16:00 土曜 9:00～11:45）